

島根県立中央病院における公的研究費の運営・管理に関する行動規範

平成30年1月9日

島根県立中央病院長

公的研究費による研究は、社会の信頼と負託により成り立っているため、研究の信頼性及び公平性を損なわないよう、研究活動に対する倫理的責任感が求められている。

この行動規範は、島根県立中央病院における公的研究費の運営・管理に関する基本方針に基づき、研究者及び事務職員（以下「構成員」という。）に対する指針として定めたものである。

当院において公的研究費に係る研究に關与するすべての構成員は、これを誠実に実行しなければならない。

- 1．構成員は、公的研究費が公的資金であることを認識し、適正に使用しなければならない。
- 2．構成員は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知、病院が定める規程等を厳守しなければならない。
- 3．構成員は、相互の理解と緊密な連携を図り、公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 4．構成員は、公的研究費の使用に当たり、社会の理解と信頼を損ねることのないよう、取引業者との関係において公正に行動しなければならない。
- 5．構成員は、公的研究費の使用に関する研修等に積極的に参加し、関係法令等や事務処理手続き等について理解するとともに、適正な運用に努めなければならない。